

「ずらして冬トク！関越のんびりパス」利用約款

2025年11月11日 制定

（通則）

第1条

本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「ずらして冬トク！関越のんびりパス」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

2 本商品は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「法」といいます。）第25条第1項の規定に基づき当社が公告した内容により高速道路料金の割引を行うものです。

（定義）

第2条

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

一 ETC無線通信 ETCシステム（無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み）における無線通信をいいます。

二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が発行したETCパーソナルカードをいいます。

三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

四 セットアップ ETC車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車両）

第3条

本商品は、ETC無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等（車種区分については、法第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）が対象です。

（利用可能期間等）

第4条

本商品の申込期間は、2025年11月11日（火）から2026年4月23日（木）までとします。

2 本商品の利用可能期間は、2025年12月1日（月）から同年12月25日（木）、2026年1月5日（月）から同年1月9日（金）、同年1月13日（火）から同年2月20日（金）、同年2月24日（火）から同年3月19日（木）及び同年3月23日（月）から同年4月23日（木）とし、その間の利用開始日を含め連続

する最大3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)を利用期間とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が2日間または利用開始日1日限りとなる場合があります。

3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線上に設置されている料金所(東北自動車道 浦和本線料金所、関越自動車道 新座本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所)を通行する場合は、当該料金所の通行日時によるものとします。

(申込方法等)

第5条

本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、利用開始までに当社ホームページ内のドラぷらからお申し込みください。本商品申込み前の通行については、本商品の適用を受けません。ただし、第7条第1項①に定める通行における入口料金所通過後であっても、出口料金所の通過前であれば、本商品の申込みを受け付けます。

2 申込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限(以下「登録内容」といいます。)を登録してください。

3 登録可能なETCカードは本商品の申込者名義のものに限ります。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

一 ETCカードの名義が法人名義の場合で、本商品の申込者がその法人の社員である場合

二 ETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合で、本商品の申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合

4 当社は、登録内容を正常に確認できたときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信をもって申込受付を完了したものとします。

5 申込時に登録したETCカード(以下「登録ETCカード」といいます。))の利用可否は当該カードを発行したクレジットカード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、登録ETCカードで高速道路を利用できることを保証するものではありません。

6 当社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申込みできません。

7 当社が実施する他の企画割引(法第25条第1項の規定により企画割引として公告するものをいいます。以下同じです。)と通行日が重複する申込みはお控えください。通行日が重複する申込みをした場合は、第12条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社において、料金修正等は一切行いません。

(登録内容の変更)

第6条

本商品の申込受付が完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容について変更が必要な場合は、第12条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申込手続を行ってください。

(利用方法)

第7条

本商品の利用は、利用期間内に往路走行(①に定める通行をいいます。以下同じです。)に次いで復路走行(②に定める通行をいいます。以下同じです。)の順でご利用ください。その順で利用した往路走行および復路走行それぞれ1回が本商品の対象となります。なお、各走行において、途中のインターチェンジ(以下「IC」といいます。)で流出および再流入した場合は、第4項に定める場合ならびに会社が別に定める指定ICでの流出および再流入した際に連続して走行した場合の料金と同額とする割引の対象となる場合を除き、本商品の対象外となります。

①別表(1)から別表(4)までに定める発着エリア内のICから目的地エリア内のICまでの通行

②別表(1)から別表(4)までに定める目的地エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行

2 往路走行および復路走行は、それぞれ入口料金所または出口料金所いずれかの通行日時が利用期間内である場合に本商品の対象となります。

3 本商品は、利用期間内であっても、復路走行したことをもって終了となります。

4 高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等(通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含みます。)から高速道路へ再流入してください。

5 本商品を利用する場合は、往路走行および復路走行において、申込時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する同一の車両1台でご利用ください。なお、登録車種よりも下位の車種に属する車両で利用した場合であっても、当社は、登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

6 料金所においては、登録ETCカードをETC車載器に挿入し、「ETC」、「ETC/一般」または「ETC/サポート」の表示があるレーン(以下「ETCレーン」といいます。)をETC無線通信により通行してください。

7 入口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」または「サポート」の表示があるレーンで通行券を取り、出口料金所においては、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」または「サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」の表示があるレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機により料金を支払うものとし、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し料金所係員の指示に従ってください。

(請求等)

第8条

本商品は、第5条第4項により本商品の申込受付を完了し、往路走行をしたことをもって適用するものとし、本商品の対象となる各通行にかかる通常の料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金をいいます。以下同じです。)に代えて、本商品の料金を請求します。

2 登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録され、ETCマイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、マイレージ還元額から本商品の支払いに充当します。

3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC車載器の料金表示および音声案内ならびにETC利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間の料金表示は、通常の料金となります。

4 ETC利用照会サービスおよびマイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細の表示は、確定時に次の各号のとおり変更されます。

一 往路走行については、入口ICが「企画割引」となり、通行料金が本商品の料金となります。

二 復路走行については、消去されます。

5 クレジットカード会社または六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局が発行する請求書には、本商品の対象となる復路走行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下「未決済残高」といいます。)が、ETCパーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。本商品のご利用にあたっては、本商品の料金が適用される通行であっても、未決済残高は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算されるため、未決済残高が本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合がありますので、ご注意ください。詳細は、別紙をご参照ください。

(他の割引との適用関係)

第9条

登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録されている場合のETCマイレージサービスによるポイントは、前条第1項に基づき請求する本商品の料金の額に応じて付与します。

2 本商品は、ETC時間帯割引や障がい者割引など、前項および次条に定めるETCマイレージサービスによるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

3 本商品の対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行に該当する場合であっても、当該割引の利用回数としてカウントしません。

(利用日時に応じたETCマイレージサービスのポイントの追加付与)

第10条

復路走行において、入口料金所を別表(5)に定める日時に通過した場合、当該日時に応じて、前条第1項に定めるポイント付与に加え、別表(5)に定めるETCマイレージサービスのポイントを追加で付与するものとします。

2 前項に定めるポイントは、本商品の対象となる復路走行があったことを当社が確認した日(実際に通行した日と異なる場合があります。)が属する月の翌々月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第11条

各通行が次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき
- 二 第5条第3項に定める登録可能なETCカード以外のETCカードが登録されているとき
- 三 登録内容に誤りがあるとき
- 四 登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき
- 五 登録車種より上位の車種で通行したとき
- 六 復路走行において、往路走行が適用された車両と異なる車両で通行したとき
- 七 入口料金所、出口料金所とも利用期間以外の日に通じたとき
- 八 利用最終日の翌々日までに出口料金所を通過しなかったとき
- 九 第7条に定める利用方法に従わなかったとき

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金(ETC時間帯割引を適用しないことがあります。以下本項において同じです。)の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、法第26条の規定により、通常の料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 セットアップされたETC車載器を車両に取り付けず通行したとき
- 二 登録ETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき
- 三 不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第12条

本商品の申込者は、申込時に登録した利用開始日の前日までは、当社ホームページ内のドラぶらで本商品を解約することができます。利用期間中は、往路走行がない場合に限り、当社お客さまセンターへ申し出ることで解約することができます。

2 利用期間に登録ETCカードで往路走行をした場合は、それ以降の途中解約、払戻しおよび一部返金を行いません。

3 第1項に基づく解約が行われない場合でも、利用期間内に登録ETCカードで往路走行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第13条

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「ずらして冬トク！ 関越のんびりパスプライバシーポリシー」に従って適切に取り扱います。

(免責事項)

第14条

当社は、次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った損害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき。
- 四 当社が実施する他の企画割引と通行日が重複するご利用を行ったことにより、申込者の意図しない請求が行われたとき。
- 五 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 七 雪による通行規制(冬用タイヤ規制等)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 八 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第15条

当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

この約款は、2025年11月11日(火)から施行します。

別表(1)
湯沢・水上プラン(首都圏発着)
(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから三芳スマートICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから青梅ICまで、桶川加納ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	IC
E17 関越自動車道	月夜野ICから魚沼ICまで

別表(2)
湯沢・水上プラン(川越ー花園発着)
(発着エリア)

道路名	IC
E17 関越自動車道	川越ICから花園ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	入間ICから桶川北本ICまで

(目的地エリア)

道路名	IC
E17 関越自動車道	月夜野ICから魚沼ICまで

別表(3)

沼田プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから三芳スマートICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから青梅ICまで、桶川加納ICから下総ICまで

(目的地エリア)

道路名	IC
E17 関越自動車道	渋川伊香保ICから沼田ICまで

別表(4)

沼田プラン(川越ー花園発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E17 関越自動車道	川越ICから花園ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	入間ICから桶川北本ICまで

(目的地エリア)

道路名	IC
E17 関越自動車道	渋川伊香保ICから沼田ICまで

別表(5)

入口料金所通過時刻	付与ポイント
土曜日・日曜日・祝日 0時から14時	本商品の料金の額10円毎に1ポイント
土曜日・日曜日・祝日 20時から24時	本商品の料金の額10円毎に2ポイント
平日 0時から24時	本商品の料金の額10円毎に2ポイント

ETC でのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未決済残高が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未決済残高がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

